

令和7年第6回三股町農業委員会総会議事日程

令和7年6月27日（金）

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第12号 賃貸借契約の合意解約について

日程第 4 報告第13号 使用貸借契約の合意解約について

日程第 5 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

日程第 6 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

日程第 7 議案第32号 令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

日程第 8 議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

令和7年第6回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第30号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 6 ）

日程第6

議案第31号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 1 ）

日程第7

議案第32号 令和7年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 4 ）

日程第8

議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について

可決（ 26 ）

令和7年第6回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 6月27日（金曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 6月27日（金曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
4 番委員	中石 均
5 番委員	馬渡 芳文
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 大脇 辰美

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和 7 年第 6 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は全員出席ですので、総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第 2 条第 5 号において、農地利用最適化推進委員の大脇辰美委員が会議に出席し、第 2 ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 3 番委員の内村委員と 4 番委員の中石委員を指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 1 2 号賃貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 1 2 号賃貸借契約の合意解約について報告するもので、合計 2 件 5 筆 4,761 m²、うち畑が 5 筆 4,761 m²でございます。詳細につきましては、基盤強化法合意解約に関する総会資料が 3 頁 70 番から 71 番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第 4、報告第 1 3 号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第13号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計2件7筆5,328㎡、うち畑が7筆5,328㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法に関する総会資料が5頁10番と11番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の議案にすすみます。続きまして日程第5，議案第30号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第30号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計6件8筆6,281㎡、うち田が2筆768㎡、畑が6筆5,513㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第30号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてご説明いたします。総会資料7頁20番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号20番、受付年月日：令和7年5月27日、受人：〇〇 〇〇、渡人：〇〇 〇〇〇〇、申請地：樺山字外戸口1463番地1、地目：畑 他、面積：331㎡です。渡人の増反による所有権移転（贈与）です。受人は20年農業に従事し、水稻を中心に938㎡を耕作し、農機具は田植機と、兄からの借り入れによるトラクターを各1台、所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（大脇 辰美）

受付番号20番は6月23日に第2ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は仲町に住んでおり、水稻を中心に農業経営を行っております。農地はすべて耕作しており、田植え機を保有され、トラクターは兄から借用され農作業に従事する家族は1人です。この農地は三角地で耕作する者がなかった為、紹介されて耕作をされています。状況から見ても効率的に利用できると思われ、農地拡大を図るため、所有権移転するものです。利用

要件、従事要件、調和要件等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 21 番、受付年月日：令和 7 年 6 月 10 日、受人：〇〇 〇〇、渡人：〇〇 〇〇〇、申請地：長田字千才丸 1994 番地、地目：畑、合計面積：1,037 m²です。受人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人は、奥様と 2 人で 22 年農業に従事し、水稻を中心に 1,037 m²を耕作し、農機具はトラクター、耕運機、管理機を各 1 台、所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

受付番号 21 番につきましては、私の方から説明をさせていただきたいと思います。受付番号 21 番は 6 月 25 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は露地野菜、水稻露地野菜、畑には栗、柿等を植えて生計を立てています。今回の申請地にはイチジク、栗、野菜等を植えるという事でありました。機械についてはトラクター、耕うん機、軽トラックを所有しております。農作業従事する家族は 2 名であります。農地の拡大を図るための所有者移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 22 番、受付年月日：令和 7 年 6 月 10 日、受人：〇〇 〇〇、渡人：〇〇 〇〇〇、申請地：餅原字今村 898 番地 1 他 1 筆、地目：田、面積：768 m²です。渡人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人は奥さんと次男

夫婦の4人で50年農業に従事し、和牛繁殖を中心に232,408㎡を耕作し、繁殖用和牛85頭、トラクター7台、コンバイン3台、田植機、ロールベアラー、ラッピングを各2台所有されています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離などをみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号22番は6月24日に第4ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内在住で水稻と和牛繁殖等で農業経営を行っておられます。農地はすべて耕作しており、機械も充実し、農作業に従事されるのは従業員を含め5名です。農地の拡大を図るため、所有権の移転をするもので、利用従事調和要件等特に問題ないものと判断し、許可相当といたしました。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号23番、受付年月日：令和7年6月10日、受人：〇〇 〇〇、渡人：〇〇 〇〇、申請地：蓼池字牛ヶ廻2276番1 他1筆、地目：畑、面積：2,926㎡です。渡人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人につきましては、先ほどの受付番号23番に同じですので、省略いたします。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離などをみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号23番は6月24日に第4ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内在住で水稻と和牛繁殖等

で農業経営を行っておられます。農地はすべて耕作しており、機械も充実し、農作業に従事されるのは従業員を含め5名です。農地の拡大を図るため、所有権の移転をするものです。申請地は、地目は畑ではございますが、木が生えていたため、木材の伐採等がされ、隣接する土地の盛土等の作業が行われている途中で整地を農地として利用するという、ご本人の意向です。利用従事調和要件等特に問題ないものと判断し、許可相当といたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号24番と25は交換となっておりますので、一括して説明いたします。受付番号24番、受付年月日：令和7年6月10日、受人：〇〇 〇〇、渡人：〇〇 〇〇、申請地：樺山字中原3139番、地目：畑、面積497㎡。受付番号25番、受付年月日：令和7年6月10日、受人：〇〇 〇〇、渡人：〇〇 〇〇、申請地、樺山字葛掛1168番1、地目：畑、面積722㎡。所有権移転（交換）となっております。24番の受人〇〇さんは、奥さんと2人で10年農業に従事し、露地野菜を中心に1,686㎡を耕作し、農機具は、トラクター、田植機、バインダー、軽トラック、管理機を各1台所有されています。25番の受人〇〇さんは、奥さんと2人で55年農業に従事し、露地野菜を中心に9,068㎡を耕作し、農機具は、トラクター2台、ローダー、軽トラックを各1台所有されています。24番、25番共に、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離などをみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（中石 均）

受付番号24番、25番はお互いの合意による交換となりますので、一緒に説明させていただきます。受付番号24番、25番は6月23日に第2ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請人は町内に住まいで農業経営を行っております。農地はすべて耕作しており、機械能力、農作業に従事する家族は2名です。お互い利便性と考慮した交換による所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断しました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 30 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 20 番から 25 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 30 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 20 番から 25 番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第 6，議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 1 件 3 筆 467.95 m²、田が 3 筆 467.95 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 10 頁 23 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号 23 番、受付年月日：令和 7 年 6 月 9 日、受人：〇〇 〇、〇〇 〇、渡人：〇〇 〇、申請地：蓼池字岩下 331 番地 1 他 2 筆、登記地目：田、面積：467.95 m²です。権利の内容としましては、受け人の〇〇 〇〇さんは農地所有者 〇〇 〇さんのお孫さんという事もあり、使用貸借件の設定となっております。転用目的は一般住宅 1 棟、資金計画は借入となっております。農地区分につきましては、農地法第 4 条第 6 項第 2 号による、第二種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村 介貞）

受付番号 23 番は 6 月 24 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。受人は日南在住で家族が増え手狭になった為、申請地の祖父所有の農地に住宅を建築するものです。汚水については合併浄化槽にて処理後北側施設走行、雨水についての枡を設置し、同じく側溝へ放流す

るもので、特に問題なく許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 23 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 31 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 23 番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7 議案第 32 号、令和 7 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 32 号、令和 7 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求めるもので、総会資料が 11 頁、及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回は 4 名の推薦が挙がっております。

議長（溝口 良信）

今回の候補者につきましては、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 32 号、令和 7 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 32 号、令和 7 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8 議案第 33 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意

見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第33号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計2件2筆2,884㎡、うち畑が2筆2,884㎡でございます。利用権設定につきまして合計24件58筆50,420㎡、うち田が33筆25,910㎡、畑が25筆24,510㎡でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料13頁13番と14番となっております。利用権設定各筆明細は総会資料14頁246番から18頁269番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第33号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料18頁3番から19頁12番と利用権設定に関する総会資料14頁246番から18頁269番について意見決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第33号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については意見決定することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。6月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第6回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時